

平成 28 年度（2016 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

D 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 4 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 28 年度（2016 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 次の文章は、刑法の尊属殺人罪の規定にかんする最高裁判所判決からの抜粋である。これを読んで、あとの【問い】に答えなさい。

「刑法 200 条の立法目的は、尊属を卑属またはその配偶者が殺害することをもつて一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より嚴重に処罰し、もつて特に強くこれを禁圧しようとするにあるものと解される。ところで、およそ、親族は、婚姻と血縁とを主たる基盤とし、互いに自然的な敬愛と親密の情によつて結ばれていると同時に、その間おのずから長幼の別や責任の分担に伴う一定の秩序が存し、通常、卑属は父母、祖父母等の直系尊属により養育されて成人するのみならず、尊属は、社会的にも卑属の所為につき法律上、道義上の責任を負うのであつて、尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するものといわなければならない。しかるに、自己または配偶者の直系尊属を殺害するがごとき行為はかかる結合の破壊であつて、それ自体人倫の大本に反し、かかる行為をあえてした者の背倫理性は特に重い非難に値するといふことができる。」

（最大判昭和 48 年 4 月 4 日・刑集 27 卷 3 号 265 頁）

【問い】

本判決の法廷意見では、刑法 200 条についてどのような判断を示したかを説明した上で、この法廷意見について論評しなさい。

〔参照条文〕

○刑法（平成 7 年法律第 91 号による改正前）

第 199 条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第 200 条 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

問題2 つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Y市は避暑地として有名であり、別荘が多数存在する。XもY市の区域内に別荘を所有し、水道事業を営むY市との間で給水契約を締結している。市町村が営む水道事業の施設は地方自治法244条1項にいう「公の施設」に該当するため、Y市は、「Y市給水条例」を、水道法14条1項の供給規程として、定めている（地方自治法244条の2第1項）。

Y市の水道事業は赤字経営が続いており、毎年Y市の一般会計から多額の繰入れをしている状況であった。一般に夏季は水需要が増加する傾向にあり、しかもY市においては別荘における水道使用が上乗せされるため、Y市においてはこれに対応した水源と水道施設を整備する必要があり、Y市の水道事業経営を圧迫していた。そこで、Y市は、Y市給水条例の一部を改正する条例（本件改正条例）を制定し、別荘に係る給水契約者の基本料金を、それ以外の給水契約者の基本料金よりも高額に設定するように改定した。

Xは、本件改正条例のうち、別荘に係る給水契約者の基本料金を改定した部分は、別荘に係る給水契約者に対して不当な差別的取扱いをするものであって、違法無効なものであるから、本件改正条例による改定後の基本料金と本件改正条例による改定前の基本料金との差額分については支払義務を負うものではないと考えている。

【問い】

Xは、改定後の水道基本料金と改定前のそれとの差額分の支払いを拒否するために、どのような訴訟手段をとることができるか、論じなさい。

〔資料〕

○ 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担

区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 (略)

3～7 (略)

(給水義務)

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。(以下略)

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。